

高松土木事務所低木剪定等業務仕様書

- 1 業務名 高松土木事務所低木剪定等業務
- 2 業務場所 高松市多肥上町 1251-1
高松土木事務所敷地内（敷地略図 別添）
- 3 業務内容 (1) 敷地内の低木剪定及び除草・草刈
(2) 上記(1)の業務により生じた剪定材等の処分
- 4 業務期間 令和8年7月8日から令和8年10月30日まで
- 5 作業日の連絡 予め、剪定等を予定する日を県に連絡し、了解を得ること。
- 6 業務報告 業務が完了したときは、遅滞なく業務成果報告書（作業時の写真等を添付）を提出し、検査を受けること。